

中小企業いばらき

【クローズアップ】

中小企業経営革新計画承認制度とその支援施策

November
11
No.721
2018



写真 茨城県本場結城紬織物協同組合

CONTENTS

ひたち野	1
クローズアップ	2
ニュースフラッシュ	10
インフォメーション	12
組合実務Q&A	15
経済・労働リサーチ	17
業況レポート	18
中央会だより	20

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)

JOYO CARD *Plus*

法人クレジットカード

法人
クレジットカードの
イトコロ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】 平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行



表紙の紹介

『東部つむぎまつり 2018』を開く

茨城県本場結城紬織物協同組合

茨城県本場結城紬織物協同組合は東部連絡協議会との共催で10月13日、「東部つむぎまつり2018」を結城市伝統工芸コミュニティセンターで開いた。

国の重要無形文化財に指定される結城紬の魅力を広く発信し、次世代に継承することが目的。

当日は、真綿からの糸つむぎや地機での機織りなどを体験できる「結城紬チャレンジフェアyou結」、市内高校生による制作体験授業や部活動の「結城紬成果発表会」、結城市で活動する和太鼓グループ「結城紬太鼓」の演奏などが行われた。また豚汁が無料で振る舞われたほか、焼きそばやパン、野菜販売などの模擬店も出店。前場文夫結城市長も駆け付けて激励するなど、多くの来場者で賑わった。

外山正美理事長は、「昨年に引き続き2回目の開催となる。会場の伝統工芸コミュニティセンターは、本場結城紬の糸つむぎや地機織りの体験ができる施設として2年前にリニューアルされた。これを契機として、常に人の集う施設にしたいと考えていたが、地元から盛り上げていこうと本場結城紬の生産者が多い市内東部地区の8つの町内会（東部連絡協議会）や3つ高校（結城第一高校、結城第二高校、鬼怒商業高校）にも協力していただき始めた。本場結城紬の関連イベ

ントとしては、『きものday結城』、『ふらり結城紬着心地体験』などがあるが、それに匹敵する催し物にしたい」と意気込みを語った。

本場結城紬

本場結城紬は40以上ある工程をすべて「手仕事」で行うことが特徴であり、昭和31（1956）年に「糸つむぎ」「拵くり」「地機織り」の3工程が重要無形文化財の指定を受けた。昭和52（1977）年には伝統的工芸品の指定を受け、さらに、平成22（2010）年には本場結城紬の伝統技術が認められ、ユネスコ無形文化遺産に登録された。

本県には、本場結城紬の生産者で組織する茨城県本場結城紬織物協同組合のほか、本場結城紬が規格どおりに生産されたかどうかを検査する本場結城紬検査協同組合、産地と呉服業界・愛好家との橋渡しの役割を担う本場結城紬卸商協同組合がある。

茨城県本場結城紬織物協同組合

〒307-0001 結城市結城3018-1

設立：昭和33年3月 組合員数：54人

電話・FAX：0296-32-1108

URL <http://www.cc9.ne.jp/~ibaorikyo/>



水戸支店着任にあたっての抱負

株式会社 商工組合中央金庫

水戸支店長 鈴木 巖 道

茨城県中小企業団体中央会並びに会員の皆さま方には、平素より商工中金の業務運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年8月下旬の人事異動により、水戸支店長を拝命致しました鈴木巖道でございます。着任にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず初めに簡単な自己紹介をさせていただきます。昭和47年生まれで、出身は神奈川県横浜市です。平成7年4月に商工中金に入庫し（横浜支店）、以降、出向（経済産業省中小企業庁）、浜松支店、人事部、広島支店、秘書室にそれぞれ勤務致しました。

着任間もないですが、茨城県は、県内データが示す通り、平地が多く、大自然に恵まれ、食材も豊富であるとともに、交通インフラが整備されるなど、豊かでとても住みやすい地域という印象を受けています。また、歴史・伝統・文化はもとより、小中学生の運動能力調査においても茨城県は全国トップクラス、魅力度ランキングは実力に比してかなり控えめ、などの点からも、余裕があり、健康的で奥ゆかしい県民性の表れを感じます。

企業活動の面においても、堅実で大企業に負けない高い技術力やアイデアを有する中小企業、チャレンジスピリッツ溢れる経営者の方々が多く、ポテンシャルが非常に高い地域であると実感しております。

国内経済は、更新・省力化投資需要等を背景に設備投資が増加基調となる等、景気は緩やかな拡大を続ける、との見通しがあるものの、人手不足を起因とした様々な経営課題により、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識しております。こうした環境の中、私どもとしましては、今一度原点に立ち返り、お客さま起点で、誠実に愚直なままでに対応する姿勢を貫き、中小企業が抱える多様な経営課題に対して具体的なソリューションが提供できるよう、また、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持、茨城県経済の活性化に貢献できるよう、取り組んでまいります。

私ども商工中金は、中小企業のための金融機関として、茨城県中小企業団体中央会の皆様方とは、まさに「車の両輪」の関係にもあります。貴中央会とも十分な連携を果たし、中小企業金融のノウハウや全国ネットワークを生かし、中小企業および中小企業組合の価値向上に貢献することを目指します。

また、私どもは10月18日に「商工中金経営改革プログラム（中期経営計画）」を公表しました。皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役にたてるよう、本プログラムに即して取り組み、全力を挙げて頑張りますので、なにとぞ格別のご支援、お引き立てを賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後になりますが、皆さま方の今後益々のご発展を心よりお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

中小企業経営革新計画承認制度とその支援施策

「新商品の開発に取り組みたい」「新しい提供を考えている」「新たな生産、販売方法の導入を考えている」など、新たな取り組みを行い、経営の向上を図ることが「経営革新」です。

経営革新計画承認制度は、『中小企業等経営強化法』に基づき、経営革新に取り組む中小企業者を支援する制度です。

本号では、取り組み事例を含め、中小企業経営革新計画承認制度とその支援施策について紹介します。誌面の関係で一部の紹介となりますが、中小企業庁や茨城県のホームページには経営革新計画策定に関する詳細な資料が提供されていますので、併せてご覧ください。

☆中小企業庁のホームページ（「中小企業庁」で検索できます。）

<http://www.chusho.meti.go.jp/>（経営サポートの「経営革新支援」を参照）

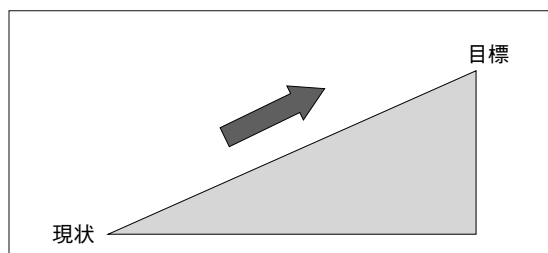
☆茨城県産業戦略部中小企業課のホームページ（「茨城県中小企業課」で検索できます。）

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/chusho/index.html>（「経営革新」を参照）

1. 経営革新計画策定の必要性

企業は経営環境の変化に対応して、顧客が求める商品・サービス等を提供し続けなければなりません。そのため、常に経営革新に取り組み、顧客のニーズの変化による既存事業の売上減少等に対応していく必要があります。

経営革新計画の策定を通じて、自社の現状を把握し、事業展開の方針を決定して経営目標の設定等を行うことにより、これから何をしなければならないかが明確になります。



「現状」と「目標」の差を埋めるため、具体的な計画を策定し、実行します。そして実施結果を分析し、計画の見直しを行います。

2. 経営革新計画の策定と経営革新計画承認制度の活用

経営革新計画の策定に際しては、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画承認制度があります。

(1) 中小企業等経営強化法とは

中小企業等経営強化法は、平成28年7月1日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」を改正して施行されました。中小企業新事業活動促進法は、「創業」、「経営革新」、「新連携」といった中小企業の新たな事業活動を柱とした法律で、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3つの法律を整理統合し、平成17年4月に公布、施行されたものです。中小企業等経営強化法はこれら「新たな事業活動」に加えて、これまで支援対象となっていなかった「本業の成長」を支援し、中小企業の生産性向上を図るために、様々な支援策を規定しています。

(2) 中小企業等経営強化法でいう「経営革新」とは

小企業等経営強化法では、「経営革新」を「事業者が

新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。なお、この法律の「経営革新」には次のような特徴があります。

- ①業種による制約条件をつけず、全業種の経営革新を支援
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の策定が要件
- ④都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うとともに、必要な指導・助言を行う。

(3) 経営革新承認制度とは

中小企業等経営強化法が支援の対象としているのは、具体的なビジネスプラン（経営革新計画）を有している中小企業者です。中小企業者が作成した経営革新計画の承認は、登記上の本社がある都道府県が、共同申請の場合で、申請者が複数の都道府県にまたがる場合は国が承認します。

計画の承認を受けることで、中小企業等経営強化法により用意されている各種支援策を利用することができるようになります。もちろん、各種支援策の利用を前提とせず、計画の実効性を確保することを目的とする承認も受けることもできます。なお、実績との比較で目標を設定する必要があることから、経営革新計画の承認を申請するには、最低でも1期分の経営実績が必要となります。

経営革新計画承認件数（平成30年3月末現在）

中小企業庁調べ（単位：件）

	H11～27年度	H28年度	H29年度	合計
全国	63,213	5,158	4,453	72,824
茨城県	1,993	255	242	2,490

※1社が複数回にわたって承認を受ける場合もありますので、件数で示しています。

※平成11年度から27年度までは、中小企業経営革新支援法や中小企業新事業活動促進法による承認件数となります。

3. 経営革新計画承認制度を利用できる中小企業者等

経営革新計画の承認を受けられるのは、次に掲げる中小企業者又は組合等です。

①会社及び個人の基準（いずれかの基準に該当する者）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の人数)
ア 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業その他の業種（イ～エ以外）	3億円以下	300人以下
イ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
エ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5千万円以下	100人以下
ソ フォトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
リ 旅館業	5千万円以下	200人以下
エ 小売業	5千万円以下	50人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

②組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

- ※1 企業組合、協業組合も中小企業者として対象となります。
- ※2 一般社団法人は中小企業者に該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては対象となります。
- ※3 特殊業務法人、税理士法人等の士業法人や、社会福祉法人などの個別の法律に基づく法人で、商法の会社の規定を準用している場合、法第2条の中小企業者に該当すれば、申請の対象になり得ます。

4. 経営革新計画の承認基準

経営革新計画の承認を受けるには、次の(1)から(3)の基準を満たす計画を作成する必要があります。計画期間は3年から5年となります。

(1)「新事業活動」に該当すること

新たな取り組みの分類	承認基準
⑦新商品の開発又は生産 ㊦ 豆腐の絞り機を製造しているメーカーが、絞り機のノウハウを利用して、家庭でも使えるジュース絞り機を開発し、顧客層の拡大と売上げの増大につなげる。	個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合でも経営革新計画の対象となります。 ただし、「同業他社（地域性の高いものについては、同一地域内の同業他社）における当該技術・方式等の導入状況」から判断し、既に相当程度普及している技術・方式の導入については承認対象外となります。
⑧新役務の開発又は提供 ㊦ 美容室が顧客の顔を撮影し、コンピューターで髪型をシュミレーションできるシステムを開発して顧客層の拡大と売上げの増大につなげる。	●新たな取り組みに該当する例 ・知的財産の活用等の先進的な取り組み ・機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等 ●新たな取り組みに該当しない例 ・当然行われるべき範囲での商品改良や社員教育等。
⑨商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ㊦ 食品加工業者が、製品のトラブルの発生を防ぎ、消費者・取引先からの信頼を得るために、新しい品質管理のシステムである「HACCP（危害分析重要管理点方式）対応の新工場を建設する。	・単なる多店舗展開や設備の更新（例）新設備導入による生産性向上→単に生産性を上げるだけでなく、それによりどのような新事業を行うのかがポイントとなります。（新商品開発、販路開拓等）
⑩役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 ㊦ 写真館が撮影のデジタル化に対応し、撮影した写真をその場でお客がテレビモニターで確認できるシステムを導入し、納期の短縮と売上げ拡大につなげる。	

(2)付加価値額又は一人当たりの付加価値額のいずれかの経営指標が、年平均3%以上増加すること

- ・ $\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$
- ・ $\text{1人当たりの付加価値額} = \text{付加価値額} / \text{従業員数}$

計画期間	付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率
3年計画の場合	9%以上
4年計画の場合	12%以上
5年計画の場合	15%以上

※グループ等共同で計画を策定する場合は、「グループ全体としての付加価値額又は一人当たりの付加価値額」又は「グループ参加企業個々の付加価値額又は一人当たりの付加価値額」を用いることができる。

(3)経常利益が、年平均1%以上増加すること

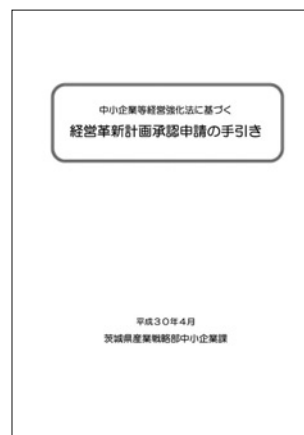
$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用}$

※本計画の経常利益には、営業外収益を加えないことに注意

計画期間	経常利益の伸び率
3年計画の場合	3%以上
4年計画の場合	4%以上
5年計画の場合	5%以上

※計画終了年度の経常利益は、黒字になる必要があります。

5. 経営革新計画の申請と支援機関



経営革新計画承認申請の手引き

経営革新計画を策定した後、必要な書類を添付して経営革新計画の申請を行い、承認を受けることになります。誌面の関係で、申請書の様式や作成例までには触れられませんが、茨城県産業戦略部中小企業課のホームページには、「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認申請の手引き」などが掲載されていますので、これらを参考にしてください。

また、中央会や各地の商工会、商工会議所等が認定支援機関として専門的な支援を行っています。お気軽にご相談ください。

＜中小企業課のホームページ＞

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/top.html>

※「茨城県中小企業課」で検索可能です。

＜中央会、商工会、商工会議所の連絡先＞

- ・茨城県中小企業団体中央会 電話 029-224-8030
- ・茨城県商工会議所連合会 電話 029-226-1854
県内商工会議所（問合先は上記へご確認ください）
- ・茨城県商工会連合会 電話 029-224-2635
県内商工会（問合先は上記へご確認ください）

◆申請に必要な書類

提出書類	提出部数
①経営革新計画に係る承認申請書	2部(正1部、写1部)
②経営革新計画書(別表1～別表7)	2部
③定款の写し (法人の場合、個人の場合は住民票)	2部
④直近2期分の決算書	2部
⑤直近2期分の営業報告書及び事業報告書	2部
⑥会社案内	2部
⑦その他(計画を補足する説明資料等)	2部

◆問合せ先・申請先(茨城県に本社等がある場合)

茨城県産業戦略部 中小企業課経営支援室
〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁16F北側)
電話 029-301-3560 FAX 029-301-3569

7. 営革新経営計画承認企業等への支援策

経営革新計画の承認を受けた後、次のような支援策を利用することができます(抜粋)。

なお、支援策利用にあたっては、各機関の審査があり、計画の承認を受けた方でも希望に添えない場合があります。

(1)融資・保証の優遇措置

①茨城県制度融資(新分野進出等支援融資)

承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な設備資金及び運転資金について、低利・長期で融資する制度です。

※農林漁業、金融業、娯楽遊戯場の一部等は利用できません。

●融資条件(平成30年4月1日現在)

資金使途	融資限度額	融資期間
設備資金	1億円	10年以内(うち据置2年以内)
運転資金	3,000万円	5年以内(うち据置1年以内)

融資利率等(年利)			
償還期間	保証付	保証なし	保証料
3年以内	1.3%	1.8%	0.45～1.9% (※)
3年超5年以内	1.4%	1.9%	
5年超7年以内	1.5%	2.0%	
7年超10年以内	1.6%	2.1%	

※設備資金については、保証料のうち2割を県から補助。

※平成31年3月31日まで、一部の場合を除き、県信用保証協会において保証料率の10%の割引を実施。詳細は県信用保証協会までお問い合わせください(電話 029-224-7815)。

●融資手続き

茨城県中小企業団体中央会、県内各商工会議所・商工会に認定申請を行い、認定後、取扱金融機関に申し込みます。

◆問合せ先

- ・県産業政策課 電話 029-301-3530
- ・茨城県中小企業団体中央会 電話 029-224-8030
- ・茨城県商工会議所連合会 電話 029-226-1854
県内商工会議所(問合せ先は上記へご確認ください)
- ・茨城県商工会連合会 電話 029-224-2635
県内商工会(問合せ先は上記へご確認ください)

②信用保証の特例

「信用保証」とは、中小企業者が金融機関から融資を

受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。

承認を受けた経営革新計画を行うのに必要な資金融資の信用保証に関しては、以下の特例措置を受けることができます。

(ア)普通保証等の別枠の設定

「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠が用意されています。

	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円(組合は4億円)
無担保保証	8,000万円	8,000円
無担保無保証人保証	1,250万円	1,250万円

※無担保無保証人保証の対象者は、従業員が20人以下(商業・サービスの場合は5人以下)の小規模企業者です。

(イ)新事業開拓保険の限度額の引き上げ

経営革新事業を行うために必要な資金のうち、新事業開拓保険の対象となるもの(研究開発費用)について付保限度額が拡大されます。

		付与限度額
新事業開拓保険	企業	2億円→3億円
	組合	4億円→6億円

※他の支援策による特別枠を既に利用されている場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。

③政府系金融機関による低利融資

(ア)新事業活動促進資金【中小企業事業】

●資金使途

承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金

●融資利率

2億7千万円まで→特別利率②又は③(土地に係わる資金は基準利率)

2億7万円超 →基準利率

資金使途	融資限度額	融資期間
設備資金	7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	20年以内 (うち据置期間2年以内)
運転資金		7年以内 (うち据置期間2年以内)

※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは下記お問合わせ先にご確認ください

◆問合せ先

日本政策金融公庫(中小企業事業)

電話 029-231-4246

(イ)新事業活動促進資金【国民生活事業】

●資金使途

承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金及び長期運転資金

●融資利率

特利B(土地に係わる資金は基準利率)

資金使途	融資限度額	融資期間
設備資金	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	15年以内 (特に必要な場合20年以内) (据置期間2年以内)
運転資金		原則5年以内 (特に必要な場合7年以内) (据置期間1年以内) 特に必要な場合3年以内

※貸付期間、資金使途、財務内容、担保条件により融資利率が異なります。詳しくは下記お問合わせ先にご確認ください。

◆問合せ先

日本政策金融公庫（国民生活事業）
水戸支店 電話 029-221-7137
土浦支店 電話 029-822-4141
日立支店 電話 0294-24-2451

(2)海外展開に伴う資金調達措置

①株式会社日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度

中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借入する際に、日本政策金融公庫が信用状を発行してその債務を保証する制度です。

●対象者

承認を受けた経営革新計画に従って、海外展開に取り組む中小企業者及び組合等

日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度		
保証の方法	信用状（スタンドバイクレジット）の発行	
保証限度額	一保証先につき4億5千万円	
保証料率	日本公庫所定の料率	
保証の対象となる貸付金債権（海外金融機関の融資内容）	資金使途	長期の設備資金及び運転資金
	融資期間	1年以上5年以内
	貸付金債権の相手方（債務者）	経営革新計画の承認を受けた中小企業者等（海外支店）またはその外国関係法人等

◆問合せ先

日本政策金融公庫（中小企業事業）
水戸支店 電話 029-231-4246
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル
電話 0120-154-505

②中小企業信用保険法の特例

中小企業が国内の金融機関から海外直接投資事業に要する資金を受ける際、承認を受けた経営革新計画に従って海外において事業を行う中小企業者及び組合等については、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

●対象者

海外直接投資事業を伴う経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

●海外投資関係保証の限度額の引き上げ

経営革新事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、海外投資関係保証の対象になるものについて、付保限度額が拡大されます。

		付保限度額
新事業開拓保険	企業	2億円→3億円
	組合	4億円→6億円

◆問合せ先

茨城県信用保証協会
本所 電話 029-224-7812 029-224-7813
土浦支所 電話 029-826-7812

(3)投資の特例措置

①中小企業投資育成株式会社からの投資

原則、資本金3億円以下の株式会社が対象である中小企業投資育成株式会社からの投資が、資本金3億円を超える株式会社も投資対象になります。

●対象者

経営革新計画の承認を受けた株式会社

●投資の内容

会社の設立に際し発行される株式の引受け、増資株式の引受け、新株予約権の引受け、新株予約権付社債等の引受け。

●育成事業

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、各種個別経営相談に応じます

◆問合せ先

東京中小企業投資育成株式会社
電話 03-5469-1811

(4)販路開拓の支援措置

①販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構に配置する、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターのネットワークを活用して、計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取り次ぎを行い、市場へのアプローチを支援します。

●対象者

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

※当事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

ご活用の場合には、公益財団法人茨城県中小企業振興公社又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（関東本部）にご相談ください。

また、当事業の実施にあたり、一部費用は申込企業の負担となります。

◆問合せ先

公益財団法人茨城県中小企業振興公社

電話 029-224-5339

独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部

電話 03-5470-1620

②新価値創造展（中小企業総合展）

経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、ビジネスマッチングの場を提供するものです。

●対象者

自ら開発した製品・技術・サービスを保有し、ビジネスマッチングを希望する中小企業・ベンチャー企業（別途書面審査有り）

※経営革新計画の承認を受けている企業は審査において評価の対象となります。

主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構
イベントの内容	・出展企業が自社の新商品、技術、サービスをブース出展 ・出展企業によるプレゼンテーション紹介 ・専門家による基調講演、セミナー等の開催
出展料	有料（備品リース料等実費負担有り）

◆問合せ先

中小企業基盤整備機構販路支援部
販路支援課 電話 03-5470-1525

(5)その他の優遇措置

①研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度

以下の特許関係料金について半額軽減

●審査請求料

●特許料（第1～10年分）

関東経済産業局へ減免申請を行い、関東経済産業局の

確認を受けた後、審査請求書（又は特許料納付書）を特許庁に提出します。

●対象業

経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者（経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象）

◆問合せ先

関東経済産業局地域経済部産業技術課

電話 048-600-0239

経営革新計画先進事例

茨城県産業戦略部中小企業課作成の「経営革新計画事例集 平成30年3月」から

平成29年度いばらき経営革新
最優秀賞受賞企業

株式会社小野写真館

所在地	ひたちなか市東大島2-2-16
計画テーマ	衣装、美容、写真内製化のウェディング専門レストランの出店&ゲストハウス運営
業種	写真業
創業年	昭和51年
計画承認年月	平成23年12月
計画期間	平成23年7月～平成28年6月 (5年計画)

写真館の強みを活かし他分野に進出

当社は、昭和51年に創業し、長らくひたちなか市において写真館を運営してきたが、2代目である現社長への事業承継を契機として、ブライダル事業及び振袖レンタル事業に進出した。

自社の披露宴会場を持たないことが課題に

ブライダル業界において、衣装、美容、写真等の付属サービスについては、通常は結婚式場等からの外注により下請け事業者が担当することがほとんどだが、当社では式場紹介セレクトショップの運営を通じて、各式場との協力関係を構築することにより、これらの業務を元請け事業者として受託している。これらの取り組みにより、事業の開始以来高い利益率を維持してきたが、独自の披露宴会場を有していなかったことから、安定した売上の確保といった面で課題があった。

そこで、売上の安定化のためには自社で披露宴会場を持ち、料飲事業に進出する必要があると考え、茨城県中小企業団体中央会へ相談のうえ、経営革新計画に取り組むことを決意した。

経営革新

「ウェディングレストラン&ゲストハウスの運営」

策定した計画に基づき、平成25年2月には、龍ヶ

崎市に当社初となるゲストハウス「アルシェ」を、平成27年5月には、ひたちなか市の本社敷地内に、同じく当社初となるウェディングレストラン「アレーズ」を出店した。

多くの結婚式場やホテル等では、100名以上の収容力を有する比較的大規模な披露宴会場を保有している場合が多いが、当社では近年のトレンドである少人数かつカジュアルな披露宴を意識し、ウェディングレストランの定員については、あえて60名程度の比較的小規模なものとした。

お客様の希望に応じた多様な披露宴が実施可能に

自社会場を保有し料飲事業に進出したことにより、ビュッフェ形式を取り入れた1.5次会感覚の比較のカジュアルな披露宴や、親族向けと友人向けを分離した2部制の披露宴など、お客様の希望に応じた自由度の高い様々な形態の披露宴の提案が可能となり、お客様から好評を得ている。

また、挙式や披露宴を希望しないお客様を対象に、「フォト会食」と題して、写真館での写真撮影とレストランでの記念会食を組み合わせたプランも提供している。

なお、当初の計画ではレストランとゲストハウスを1店ずつ出店する予定だったが、それぞれさらに1店ずつ出店を行い、現在は県内に合計4店の披露宴会場を有している。

2回目の経営革新計画で既存業務の効率化を図る

ウェディング事業の拡大と並行して、平成25年には2回目の経営革新計画の承認を受け、既存業務の効率化に取り組んだ。

以前は、お客様情報を書類で管理していたことから、効率的な情報管理が課題となっていた。また、お客様への説明の際は、各店舗でその都度、紙の資料を用意していたことから、タブレット端末等のお客様説明への活用も求められていた。

そこで、これらの課題を解決するため、クラウドを活用した社内情報の一元管理システムと、それを活用した営業サポートシステムの構築に取り組むこ

とした。

まだシステムを運用し始めたばかりだが、今後も新たなビジネスモデルの構築に積極的に取り組みつつ、既存業務の改善・効率化にもしっかりと取り組んでいくこととしている。

首都圏へ進出、将来的には全国展開を

これまでは県内で出店を拡大してきたが、平成27年からは県外進出にも積極的に取り組んでいる。神奈川県横浜市への出店を皮切りに首都圏進出を図っており、現在は神奈川県に7店舗、東京都に1店舗、

千葉県に1店舗を構えている。

将来的には全国展開を目指している。今回の計画により、プライダル事業で成果を収めることができたが、当社の根幹はあくまでも創業事業である写真館事業であると考えている。現在の写真館事業、プライダル事業及び振袖レンタル事業の売上構成比を維持しつつ、写真業で培った強みを活かしながら、社会が求めるニーズを的確に捉えて、今後のビジネスを展開していきたいと考えている。

平成30年11月29日（木）に開催!! いばらき中小企業 経営革新フォーラム2018

茨城県中小企業団体中央会

- ◆テーマ 中小企業の新たな方向性を探る
- ◆日時 平成30年11月29日（木）
午後1時30分～4時50分
- ◆場所 茨城県立県民文化センター小ホール
(水戸市千波町東久保697)
- ◆対象 経営革新計画承認企業、経営革新計画の承認を希望・検討している企業、経営革新計画に興味のある方等

◆内容

(1)表彰式

平成30年度いばらき経営革新優秀賞表彰
＜最優秀賞＞1社 ＜優秀賞＞2社

経営革新計画の承認を受け、経営力向上に取り組む中小企業の中から、他の模範となる成果を収めた中小企業を表彰します。

(2)基調講演

『地域の喜びが我社の喜び～好循環を生み出す四方よし経営～』

講師 大里綜合管理(株)代表取締役
野老真理子氏

街の小さな不動産会社が地域から信頼され、「奇跡の不動産会社」と呼ばれるようになったゆえんとは？中小企業白書2014の事例掲載はじめ、カンブリア宮殿（テレビ東京）にもご出演されました！社員とともに目の前の課題に取り組む続ける、野老社長の思い、大里綜合管理の強みを実感してください。

(3)パネルディスカッション

「経営革新優秀賞受賞企業の事例からみる革新的取り組み」

＜モデレーター＞

宮田貞夫氏

(株)ハンプティ代表取締役、茨城県よろず支援拠点コーディネーター

＜パネラー＞

野老真理子氏、経営革新優秀賞受賞企業3社、各企業支援者

※基調講演者、受賞企業、参加者による交流会も行います。

◆参加料 無料

◆参加申込 中央会のホームページ (<http://www.ibarakiken.or.jp/>) からチラシをダウンロードし、参加申込書に必要事項ご記入の上FAXにてお申込みください。

◆申込先・問合せ先

中央会経営支援課

電話 029-224-803 FAX 029-224-6446

いばらき中小企業
経営革新フォーラム2018
～中小企業の新たな方向性を探る～

11/29(木)
13:30～16:50
茨城県立県民文化センター
小ホール
入場無料
定員 300名
水戸市千波町東久保697 TEL 029-241-1166

表彰式 13:40～14:00
＜最優秀賞＞ヤマト精機株式会社
＜優秀賞＞ Sush Dining 船の目、株式会社吉田屋
【平成30年度いばらき経営革新優秀賞表彰制度】
経営革新計画の承認を受け、経営力向上に取り組む中小企業の中から、他の模範となる成果を収めた中小企業を表彰します。野老社長の思い、大里綜合管理の強みを実感してください。

基調講演 14:00～15:30
『地域の喜びが我社の喜び～好循環を生み出す四方よし経営～』
大里綜合管理(株)代表取締役 野老 真理子氏
経営革新優秀賞受賞企業の事例からみる革新的取り組み
＜モデレーター＞宮田貞夫氏 (株)ハンプティ代表取締役、茨城県よろず支援拠点コーディネーター
＜パネラー＞野老真理子氏、経営革新優秀賞受賞企業3社、各企業支援者

パネルディスカッション 15:40～16:50
経営革新優秀賞受賞企業の事例からみる革新的取り組み
＜モデレーター＞宮田貞夫氏 (株)ハンプティ代表取締役、茨城県よろず支援拠点コーディネーター
＜パネラー＞野老真理子氏、経営革新優秀賞受賞企業3社、各企業支援者

参加者交流会 17:00～18:00 基調講演の野老真理子氏も参加決定!!
経営革新優秀賞受賞企業を
囲んで、ぜひ皆さんに交流
しませんか?
＜対象＞ 受賞企業、各企業の関係者、経営革新フォーラム2018参加申込者
＜申込＞ 申込書にてお申し込みください

【主催】茨城県中小企業団体中央会、茨城県
【後援】茨城県中小企業振興公社、茨城県商工会議所連合会、茨城県工業連合会



損保ジャパン日本興亜

業務災害補償制度のご案内

～ビジネスマスター・プラス〔事業活動総合保険〕～

本制度は、会員の皆さまがかかえる労災リスクをスケールメリットを生かして割安な保険料でカバーします。さらにオプションで、「天災（地震、噴火または津波）」によるケガも補償可能です。

特長

1

**多数割引30%
に加え、加入者ごと
の割引を適用！**

特長

2

**保険金は政府
労災保険の認定を
待たずにお支払い！**

特長

3

**ケガだけでなく、
うつ病による自殺や
過労死等の新型労災
にも対応！**

このご案内は概要です。詳しい内容につきましては、お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

茨城県中小企業団体中央会 総務企画課 ☎ 029-224-8030
引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 茨城自動車法人営業部 水戸自動車法人営業課
茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン日本興亜ビル5F
Tel: 029-231-8815(平日 9:00~17:00) Fax: 029-228-1887

〔募集文書作成〕

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
茨城自動車法人営業部水戸自動車法人営業課
2018年8月作成 SJNK18-06268



茨城県電気工事業工業組合

理事長 浅野 晃 司

副理事長 川崎 賢 司

副理事長 小林 透

専務理事 浅野 和 郎

常務理事 宮田 務

常務理事 笹本 正 三

常務理事 笠倉 勉

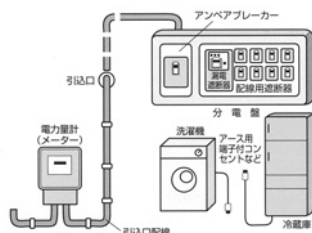
〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号

TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

Eメールアドレス：ibaden@ibaraki-denkouso.com

ホームページアドレス：http://www.ibaraki-denkouso.com/

調査員が電気をサポート



電気の安全を通して、
地域に貢献する



茨城電気安全サービス

中央会会員の皆様へ

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

会社経営のリスクへの備え、万全ですか？

就業中や通勤途中の事故による社員のケガ

使用者責任、ハラスメントによる高額賠償

業務災害 補償保険

- メリット1 納得の保険料水準！ 茨城県中小企業中央会を契約者としたスケールメリットのプランです。
- メリット2 スピーディな保険金支払！ 政府労災を待たずにお支払可能です。 ※一部除きます。
- メリット3 さまざまなプランが選べます！ ご希望にあわせた補償のカスタマイズが可能です。

【お問い合わせ】 茨城県中小企業団体中央会 総務企画課

TEL029-224-8030

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険(株) 茨城支店・水戸第二支社

TEL029-224-1717

※詳細はパンフレット、重要事項説明書類をご確認ください。

ACD622018/02/01/D

使用期限

2019/6/30

お客さま第一をモットーに 安定したLP ガスの供給に努めています

勝田ガス事業協同組合

〒312-0011 ひたちなか市中根 5882 番地

TEL029 (274) 8416 FAX029 (273) 7353

代表理事 田 村 智 行

外 役 員 一 同